

◎旅券法の一部を改正する法律

(令和四年四月二七日法律第三三号)

一、提案理由 (令和四年三月三〇日・衆議院外務委員会)

○林国務大臣 ただいま議題となりました二件につきまして、提案理由を御説明いたします。

まず、旅券法の一部を改正する法律案につきましては、主として次の点を改正するものであります。

改正の第一は、旅券の発給申請手続等の電子化を進めるため、必要な事項等を定める規定を整備することであります。

改正の第二は、旅券の信頼性の維持のため、旅券の査証欄の増補を廃止し、旅券の査証欄に余白がなくなったときに、より低額な費用で新たに一般旅券を発行できるようにすることであります。

改正の第三は、旅券の発行後、申請者が六か月以内に当該旅券を受領せず、当該旅券がその効力を失った場合において、申請者が失効後五年以内に再度一般旅券の発給を申請した場合に、効力を失った一般旅券の発行経費を徴収することとするのであります。

改正の第四は、国外において発行された一般旅券については、外務大臣又は領事官がやむを得ない事情があると認めるとき、当該一般旅券の発給を申請した者が発行後六か月以内に当該旅券を受領しない場合においてもその効力を失わないこととすることができるようにすることであります。

改正の第五は、大規模な災害に際して申請者の経済的負担の軽減を図るために特に必要があると外務大臣が認める場合において、手数料を減額し、又は免除することができることとするのであります。

以上が、この法律案の提案理由及びその概要であります。

…………… (略) ……………

以上二件につき、何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願いをいたします。

二、衆議院外務委員長報告 (令和四年四月七日)

○城内実君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、外務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、旅券法改正案は、旅券の発給申請手続等の電子化に係る関連規定の整備、旅券の査証欄の増補の廃止、発行後六か月以内に受領されず、失効した一般旅券の発行経費を徴収するための規定の整備、大規模な災害の被災者に係る手数料の減免制度の創設等の措置を講ずるものであります。

…………… (略) ……………

両案は、去る三月二十九日外務委員会に付託され、翌三十日林外務大臣から趣旨の説明を聴取いたしました。昨四月六日に質疑を行い、質疑終局後、順次採決を行いました

結果、両案はいずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、旅券法改正案に対し附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議（令和四年四月六日）

政府は、本法施行に当たり、次の点に十分配慮すべきである。

- 一 旅券の発給申請手続き等の電子化に当たっては、国民の利便性向上及び行政の効率化に資するよう配慮を行うこと。
- 二 申請者が現に所有する一般旅券の査証欄に余白がなくなった場合、有効期間及び種類が同一である新たな一般旅券を発行することとなる場合、国民負担を可能な限り圧縮するため、配慮を行うこと。

右決議する。

三、参議院外交防衛委員長報告（令和四年四月二〇日）

○馬場成志君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、外交防衛委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、旅券法改正法案は、旅券に関する国際的な動向及び情報技術の進展を踏まえ、旅券の発給申請手続等の電子化に係る関連規定の整備、査証欄の増補の廃止、一般旅券の失効に係る例外規定の整備、大規模な災害の被災者に係る手数料の減免制度の創設、未交付失効旅券の発行費用の徴収のための規定の整備等の措置を講ずるものであります。

……………（略）……………

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、査証欄の増補の廃止と国際民間航空機関の勧告への対応、旅券の手数料を発給申請時に徴収できない理由、電子化された申請手続の利便性、被災者に係る手数料の減免制度を柔軟に適用する必要性等について質疑が行われましたが、詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、順次採決の結果、両法律案はいずれも全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。